

令和 3 年度

社会福祉法人天童市社会福祉協議会 事業計画書

社会福祉法人天童市社会福祉協議会

～ 共に支え合おう 安心して心豊かに暮らせる 福祉のまち天童 ～

<http://www.tendo-shakyo.or.jp/>

目 次

基本方針	1
重点項目	2
1 「第二次天童市地域福祉活動計画」の実践と各種相談支援事業・福祉のまちづくりの推進	
2 地域包括ケアに係る地域づくりの推進	
3 介護保険事業所の適正経営と安定運営	
4 天童市総合福祉センターの管理・経営	
5 法人組織の適正な管理と経営改善に向けた取組み	
事業概要	
1 地域福祉事業・ボランティア活動の推進	3
2 生活困窮者自立支援事業・各種相談援助事業の実施	5
3 共同募金活動	7
4 天童市地域包括支援センター中央の運営	7
5 介護サービス事業所の運営	10
6 天童市総合福祉センターの管理・経営	11
7 法人組織の管理・運営等	13

基本方針

新型コロナウイルスの感染は、ヨーロッパやアメリカなど世界各地に瞬く間に拡大し、日本においても、昨年１月に国内で初の感染が確認された後に都市から地方へ全国に感染が広がり、経済活動や医療活動など様々な分野において私たちの暮らしに大きな影響と打撃を与え続けています。

感染拡大により様々な大型イベントが中止となり、緊急事態宣言等による外食産業の営業時間の自粛によって経済活動が停滞する中で、生活に困窮する人が増加しています。政府が実施する生活福祉資金特例貸付の窓口として各市町村社会福祉協議会が対応し、本会でも生活困窮者への早期の貸付と丁寧な相談支援について積極的に行っています。

また、昨年の夏は全国各地で大雨による河川が氾濫し、県内でも７月に最上川やその支流が氾濫して村山市や大石田町、大江町を中心に大きな被害が発生しました。本会では、村山市災害ボランティアセンターの運営班に職員を派遣し、災害復旧のための支援を実施しました。今後ともボランティアによる災害救援活動がますます重要となっています。

このような状況を踏まえ、本会では、地域生活課題の把握や地域共生社会の実現を目指し令和２年３月に策定した「第二次天童市地域福祉活動計画」に基づいて実践活動を展開していきます。

具体的には、コロナ禍の中での新しい生活様式に対応しながら、介護や障がい、育児、生活困窮者などを支援するために、「生活困窮者自立相談支援事業」と「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を引き続き実施します。また、「法人後見業務・成年後見センター事業」や、高齢者の通いの場づくりとしての「地域カフェ推進事業」、ボランティアの育成と「災害ボランティアセンター設置事業」や本会の運営基盤強化に積極的に取り組みます。

認知症高齢者や単身高齢者が増加する中で、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、地域包括ケアシステムの充実を図り、今後とも各地域に設置された地域社会福祉協議会や福祉推進員と一体となった地域福祉を推進します。

本会が運営する介護保険事業所については、市民のニーズに即した適正な運営を行い、尊厳の保持、利益と権利の擁護を基本とし、利用者の立った支援を引き続き実施します。

本会は、地域福祉を推進する中核組織としての社会的な使命を認識し、『共に支え合おう 安心して心豊かに暮らせる 福祉のまち天童』の実現を目指して、地域住民、行政や福祉事業者との連携と協力体制の強化に積極的に取り組み、今後とも経営改善と積極的な事業展開に努めて参ります。

重点項目

1 「第二次天童市地域福祉活動計画」の実践と各種相談支援事業・福祉のまちづくりの推進

自助、互助、共助、公助の取り組みによる地域生活課題の把握や地域共生社会の実現を理念に掲げ、令和元年度に策定した「第二次天童市地域福祉活動計画」の実践活動に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への生活資金の貸付けや相談対応を継続します。また住民ニーズと提供主体のマッチング、担い手養成、社会資源開発に努める「生活支援コーディネーター」事業等のネットワーク機能を活用し、行政や社会福祉法人、NPO団体、企業、地域社会福祉協議会、公民館、自治会等、多様な関係機関との連携・協働による福祉のまちづくりを進めます。

2 地域包括ケアに係る地域づくりの推進

地域包括ケアシステムの充実、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進のために、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもと、公的サービスの利用に加えて地域で支え合える体制づくりを進めます。また、関係機関と連携・協働しながら、地域ネットワークの構築、地域における課題の発見や課題解決のための取組みに努めます。

併せて、認知症施策の推進、成年後見センターや医療機関等との連携により、将来への備えのための意識啓発とともに、多職種連携を図りながら介護者支援も含め多様化する相談の窓口としての機能向上に努めます。

3 介護保険事業所の適正運営と安定経営

本会が運営する天童市居宅介護支援事業所及び天童市訪問介護サービス事業所は、地域における介護の中心的な担い手として、介護保険制度のみならず障がい者制度等の利用者へ適切な支援を提供すると共に、効果的かつ適正な運営に努めます。

また、利用者の尊厳の保持、利益と権利の擁護を基本に、公平公正な支援体制の整備を行います。加えて事業運営の自主性を確保するための経営基盤の強化により提供する介護福祉サービスの質の向上を目指し、安定した経営に向け改善に努めます。

4 天童市総合福祉センターの管理・経営

指定管理者（令和3年度から令和7年度）としての適用を受ける管理者として、天童市総合福祉センターの適切な管理・経営を担います。管理業務の仕様書に基づき、市民の福祉増進や公平な施設の利用、経費の節減、安全管理、感染対策に努めながら、安心して利用できる施設の管理運営を行います。また、本会事業との相乗効果を図りながら、利用者へのサービス向上に努めます。

5 法人組織の適正な管理と経営改善に向けた取組み

法人として法令を遵守し適正管理に努めながら、今後も本会の組織面及び機能面での整備充実を図ります。

併せて、介護保険制度の改正等に伴い、脆弱化する傾向にある経営環境に対応するため、経営資源を見直し、筋肉質の経営体になるよう経営改善に取り組みます。

事業概要

1 地域福祉事業・ボランティア活動の推進

(1) 地域福祉ネットワーク活動

ア 地域社会福祉協議会の支援・充実

地域福祉活動の組織的、効率的な推進や福祉コミュニティの実現を目指して、福祉に関する問題発見や関係機関への提言、啓発や住民参加、連携調整等に取り組む地域社会福祉協議会に対して、積極的な運営支援を行います。

また、地域に要援護者が急増している社会情勢を踏まえて、本会や行政、福祉関係機関、市立公民館等との協働を進め、活動充実を目指します。

イ 天童市福祉推進員活動の充実

福祉の問題を抱える高齢者や障がい者世帯等に対して、同じ住民の立場から問題の早期発見や連絡、関係機関との連携等を行う福祉推進員の活動充実を図ります。

自治会長や民生委員・児童委員と連携した見守り、声かけを実践するとともに、地域社会福祉協議会や福祉推進員連絡会による研修機会の確保、情報交換等を進めます。

ウ いきいきサロン事業の充実・普及

自治会や民生委員・児童委員、福祉推進員等の福祉関係者、各種団体が中心となり、主に自治公民館を拠点に高齢者等の仲間づくりや健康増進を図る「いきいきサロン」事業、「一人暮らし高齢者激励会」事業の充実、普及を図ります。

年間開催回数に基づく助成加算や新規地域のお試しサロンの助成を実施することにより、取り組みやすく継続しやすいサロン活動の実現を目指します。

また、通いの場の情報誌「歩（ふ）れあいだより」の発行やいきいきサロン・地域カフェ推進事業合同研修会を開催しながら、通いの場を開催するための新型コロナウイルス感染症対策等についての情報提供に努めます。

エ 地域カフェ推進事業の実施

介護保険総合事業の地域介護予防活動支援事業の枠組みにより、主に市立公民館を拠点とした高齢者中心の集いの場を設け、交流及び介護予防の機会を提供する「地域カフェ推進事業」を推進します。

高齢者の健康の維持、増進及び要介護状態の予防を図ることを目的とし、地域社会福祉協議会や介護保険事業所等との協働による開催を普及します。

オ 生活支援コーディネーターの配置

天童市の生活支援・介護予防体制整備推進協議体と連携を図り、住民ニーズと提供主体のマッチングや連絡・調整を進めます。地域福祉組織、自治会、公民館、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア、企業等、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの整備を進め、支え合いの担い手養成や社会資源の開発に努めます。

カ 社会福祉法人連絡会活動

市内に拠点を置く社会福祉法人が相互に連携し、情報交換や研修を行い、「地域における公益的な取り組み」等の実践活動により、住民や行政との協働に努めるとともに地域共生社会の実現を目指します。

キ 子育て支援事業の実施

子育て支援の活動に積極的に取り組んでいる母子寡婦福祉連合会や地域社会福祉協議会、退職公務員連盟東村山支部等との連携・協力を通して、子育てサロンや学習支援教室、子ども食堂等の活動を支援します。

(2) 社会福祉啓発と福祉人材の育成

ア 社会福祉協議会だよりの発行やホームページの活用

社会福祉協議会の趣旨や活動について広く住民に認知してもらうため、より分かりやすく充実した内容の誌面づくりに努めます。また、地域や学校の福祉活動やボランティア活動先等、身近な話題を掲載することで住民の社会福祉への関心を高めます。なお、ホームページを活用し、申請様式等のダウンロード機能強化を行いながら、より迅速かつ効果的な情報提供に努めます。

イ いきいき・ふれあい健康福祉まつり 2021 の企画・開催

市民の健康と福祉の祭典として、例年恒例となっている「いきいき・ふれあい健康福祉まつり」の企画・開催にあたります。本会及び天童市を事務局とし、福祉関係団体等の参加・協力を得て、福祉に関する研鑽や体験を深めるコーナーを開設して、市民の福祉活動への関心と理解を高めることを目的とします。

ウ 社会福祉功労者表彰の実施

社会福祉の分野で顕著な貢献をされた個人及び団体への感謝を表し、その功績をたたえるための表彰を行います。

エ ふれあいまちづくり講座開設

医療、福祉等の専門資格や生きがい活動等の特技を持つ方に講師登録していただき、いきいきサロン等の地域の活動や学校等に派遣するふれあいまちづくり講座を開設し、地域福祉の活性化につなげます。地域福祉活動の場に幅広く活用いただけるよう、積極的に講座の周知を図り、講師の人材発掘に努めます。

また、本会においても専門職である職員を福祉関係者の研修会や地域事業、学校等に派遣し、地域づくりを支援しながら職員の資質向上に努めます。

オ 福祉のこころ実践校事業の実施

児童生徒の社会福祉やボランティア活動への関心を高めるため、「福祉のこころ実践校事業」を指定して、特に学校と地域福祉活動との連絡を密にし、地域ぐるみで福祉教育に取り組める環境づくりをすすめます。また、福祉に関する講師やボランティア活動先の紹介、福祉用具の貸出等を行い、小中学校等が積極的に福祉学習やボランティア活動に取り組めるよう支援します。

カ 介護職員初任者研修受講助成事業

介護職員初任者研修課程受講修了者（一般市民）の受講料を助成し、介護知識及び技術等を有する介護従事者の養成に努めます。

キ 実習生の受入れ

社会福祉士等を目指す学生を中心に地域福祉の実践や相談援助のあり方、他機関との連携等の社会福祉協議会の業務に対する理解と人材育成を目的として受け入れを行います。

(3) ボランティア活動の育成

ア ボランティアセンター事業

広報誌等でボランティアセンターについて PR し、ボランティアニーズと活動希望者の情報収集を強化して調整機能の向上を目指します。既存のボランティア団体が充実した活動を続けられるよう支援するとともに、幅広い市民層に対してボランティア活動の啓発を行います。また、除雪作業のボランティアを募集し、高齢者等の雪処理の担い手が不足している世帯へボランティアの派遣を行い、地域のたすけあい活動を推進します。

イ 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

有事にスムーズにボランティアを受入・活用できるよう、「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」をもとに、センター立上げや受付・マッチング等の訓練を行います。行政や青年会議所、NPO、地域社会福祉協議会、ボランティア等との連携や、市民への周知を強化し、協力体制の確保に努めます。また、他市町村において災害ボランティアセンターを設置した際は、職員を派遣し経験を積み重ねながら有事に備えていきます。

2 生活困窮者自立相談支援事業・各種相談援助事業の実施

(1) 天童市生活自立支援センターの運営

生活困窮者の自立促進や尊厳の確保、生活困窮者の支援を通じた地域づくりを目的とする自立相談支援事業を市より受託し、生活困窮者の相談対応、課題の評価・分析、ニーズの把握、自立支援計画の策定、住居確保給付金や福祉制度を活用した支援にあたります。また、今年度も生活困窮者への支援を通して福祉事務所やハローワーク、法テラス、その他関係機関との連携確立や地域のネットワークづくりに努めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し生活に困窮する方へ、一人ひとりの状況に合わせ、生活を支えるための支援を行います。

(2) 天童市多機関協働支援センターの運営

介護や障がい、育児、貧困等の複合的なニーズを抱え、単一機関では支援が困難なケースの相談を受け、課題の分析やプラン作成、関係機関の連携促進にあたり、複雑化した課題の解決を図ります。

各分野の相談機関を参集する支援調整会議及び相談支援包括化推進会議の開催により、相談支援機関の連携強化や地域福祉関係者からの情報収集を充実し、相談支援の包括的なネットワークの構築を目指します。

(3) その他の相談援助事業の実施

ア 福祉サービス利用援助事業の実施

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な方が安心して暮らせるよう、福祉サービス利用の援助や通帳等大事な書類の預かり、日常生活に必要な金銭管理の支援を行います。行政や病院、介護保険事業所等関係機関と連携しながら、一人ひとりの能力やニーズに応じた支援を行い、利用者が自分らしい生活を続けられるよう努めます。

さらに能力の低下後も適切な支援につなげられるよう、市や地域包括支援センターと連携します。

イ 法人後見業務・成年後見センター事業の実施

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の増加により、成年後見制度への需要が増していることから、法人として成年後見人等に就任することにより、財産管理や身上監護にあたり、権利の擁護に努めます。

さらに市民からの成年後見制度の利用相談を受け、必要に応じて本人及び親族に関する申立て手続の助言や指導を行い、制度の円滑な利用促進にあたり、関係機関や市民向けの研修会等の開催により普及啓発を図ります。

ウ 生活福祉資金・たすけあい資金の貸付及び償還指導

低所得世帯や失業者世帯等の生活支援のため、民生委員・児童委員や行政等との連携、協力により、生活福祉資金及びたすけあい資金の貸し付けを行います。

借受世帯の生活の安定や順調な償還を実現するための適切な助言、指導に努めるとともに、滞納世帯については、文書や訪問、面接会により生活状況の把握と返済計画の見直し等の相談支援を強化し、確実な償還に繋がるよう努めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの方へ向けた貸し付けを実施します。迅速な手続きや相談支援にあたり、一日も早い生活の維持、再建を図ります。

エ ささえあい相談所（法律相談）

市民の法律に関する日常生活上の困りごとや心配ごとの解決に向け、身近で気軽な相談の場を提供するため、山形県弁護士会より会員を派遣いただき、法律トラブルへの初期対応を図ります。

オ フードバンク・フードドライブ事業の実施

生活困窮者の相談援助を行った結果、必要と認められる世帯に対し支援の一環として、生活協同組合やNPO団体等より供与いただいた食品を無償で提供します。

また、ご家庭や職場で余っている食品を寄付いただき、本会やNPO団体等を通じて生活困窮者等必要としている人や社会施設・団体等に提供し、食品ロスの軽減にも努めます。

カ 避難者生活相談支援事業の実施

東日本大震災から10年経過してもなお避難を続けている方々の生活の質の向上を図るため、山形県社会福祉協議会の委託を受けて、相談支援活動にあたります。

市危機管理室や避難者支援関係団体と連携を図り、暮らしの情報の提供や身近な

社会参加の場の紹介等を行い、こころのケアやつながりづくりを支援します。

3 共同募金活動

(1) 一般募金・歳末たすけあい募金への協力

社会福祉法人山形県共同募金会天童市共同募金委員会として、地域社会福祉協議会や町内会、嘱託員をはじめ地域の方々のご協力を得ながら、地域の特性を踏まえた積極的な共同募金運動を展開します。一般世帯や法人、学校、職域など、多くの方々から募金活動への理解と協力を得るため、広報活動を活発化します。

また、宝樹社との共催により歳末たすけあい色紙頒布会を開催し、篤志寄付についても積極的に展開します。

(2) 歳末たすけあい募金の適正配分

歳末たすけあい配分委員会担当者会議において、支援を必要とする世帯や地域福祉事業等への適正・公正な配分のあり方を引き続き検討し、各地域の歳末たすけあい配分委員会において適正な配分を実施します。

(3) 地域福祉活動推進プロジェクト（テーマ型募金）への協力

山形県共同募金会で実施する地域福祉活動推進プロジェクト（テーマ型募金）への天童市内の参加団体等に対し、山形県共同募金会と連携しながら支援等を行います。

4 天童市地域包括支援センター中央の運営

(1) 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域の適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関や制度の利用につなげる支援に努めます。

ア 総合相談・支援体制の充実

高齢者本人や家族等の相談内容に合わせ、関係機関との連携を図り、ワンストップサービスを意識した相談支援に努めます。

イ 在宅介護支援センターとの連携

地域の相談窓口の一つである在宅介護支援センターと連携しながら、情報共有及び同行訪問等により、地域の高齢者世帯に対して相談支援を行います。

ウ 地域におけるネットワークの構築

地域社会福祉協議会の研修会及び民生委員・児童委員定例会への参加等、地域における関係者との連携強化を図り、地域の高齢者の見守り活動に係る意識啓発に努めます。

エ 地域包括支援センターニュース発行の充実

消費者被害の防止、地域の福祉力向上を目的に、民生委員・児童委員、市福祉推進員、関係機関（介護サービス事業所、駐在所、医療機関）、公共機関（行政窓口、公民館）等に配布を行い広報活動に努めます。

オ 地域支援事業申請に係わる支援及び調査等の代行業務

在宅介護や住み慣れた地域での高齢者の生活を支えることを目的に、福祉サービスの相談や申請代行、利用者調査、不在時の安否確認等を行います。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域包括ケアシステムの基礎となる、医療・保健・介護サービス等の共助、住民ボランティア活動や地域の見守り支援等の互助との連携を図り、関係機関との調整機能の強化と多職種協働によるネットワーク構築に努めます。また、要介護者の支援の要となる介護支援専門員及び介護サービス事業者等の連携や質の向上の支援を行います。

ア 地域ケア会議の開催

個別ケースの検討を中心としたケア会議の開催及び天童市と協力して、医療専門職の参加による自立支援型地域ケア会議を開催します。

イ 主任介護支援専門員会議の開催

市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員の資質向上と活動の支援を目的に、学習会や市介護支援専門員連絡会の運営についての検討を中心に会議を開催します。

ウ 介護支援専門員連絡会及び介護サービス事業所連絡会の開催

主任介護支援専門員会議の検討内容を踏まえた介護支援専門員連絡会や介護サービス事業所との連携の強化を目的とした介護サービス事業所連絡会を開催します。

エ 医療と介護の連携

医療と介護の連携強化を目的に天童市東村山郡医師会との合同研修会を開催します。また在宅医療を希望する方の相談窓口として、天童市東村山郡医師会との連携に努めます。

オ 地域包括支援センター間の連絡調整

地域包括支援センター間の活動報告や困難事例等の情報共有を行い、差異のない支援ができるように努めます。

(3) 権利擁護事業

高齢者が様々な困難を抱えても、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、近隣住民や民生委員・児童委員、介護支援専門員等の連携を図り、専門的・継続的な支援を行います。

ア 消費者被害の防止対策の推進

市消費生活センターや警察署との連携により消費者被害の防止を図ります。

イ 成年後見制度・福祉サービス利用援助事業の周知及び利用支援

精神や知的障がいのある方、認知症等の家族、身寄りのいない一人暮らしの方等の相談内容を精査し、相談者の判断能力に応じた支援に努めます。

ウ 虐待通報への対応

虐待の疑いのある相談内容を天童市に連絡するとともに、対応について協議し、一時的な分離等の緊急対応を行います。虐待等の通報受付や内容の確認、実態把握の迅速化、養護者の支援のため他機関との連携を強化します。

(4) 認知症施策の推進

権利侵害を受けやすい認知症高齢者対策として、認知症への住民の理解促進に努めます。また、医療機関や地域の支援機関と連携を図り、認知症の人が住み慣れた環境で安心して暮らし続けることができるよう、支援体制を充実します。

ア 認知症サポーター養成講座

認知症の方が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する意識啓発を行います。

イ 認知症地域支援推進員活動の充実

天童市及び地域包括支援センターめいこうえんに配置されている認知症地域支援推進員と定期的に会議を開催し、認知症の方が安心して過ごせる地域づくりを検討します。

ウ 認知症初期集中支援チームとの連携

月1回、認知症初期集中支援チーム会議に参加し、認知症高齢者が適切な医療や介護サービス利用につながるよう、検討及び支援を行います。

エ 認知症カフェの運営協力

認知症に係るすべての方を対象に認知症の不安や相談等を気軽にできる場及び情報交換の場として、天童市が毎週開催している「あったかカフェてんどう」の運営に協力します。

オ 認知症事前登録申請代行

認知症等により、徘徊、または徘徊のおそれのある高齢者及びその家族を支援することを目的とした認知症事前登録事業への協力支援及び広報活動を行ないます。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の方を対象に要支援及び要介護状態の悪化防止のため、それぞれの状況や必要性に応じた多様なサービスを適切に受けることができるよう、支援を行います。

また、健康寿命の延伸等を目的とした意識啓発を図るため、さわやか健康教室を開催します。

ア 介護予防ケアマネジメント

要支援に認定された方及び基本チェックリストで総合事業対象者に判定された方を対象に自立支援を目的とした適切なサービスが提供されるケアマネジメント（ケアプラン作成）を行います。

イ さわやか健康教室

一般市民及び高齢者の介護予防を意識した講座の内容を企画し、興味を持って参加することができる健康教室を開催します。

(6) 指定介護予防支援事業

要支援状態であっても悪化をできる限り防ぐことを目的に、効果的なサービスの利用のためケアプランを作成します。また、委託先の居宅介護支援事業所との連携を充実し、要支援・要介護の円滑な支援に努めます。

ア 給付管理の適正化

要支援１・２の認定を受けた方や家族と相談しながら、自立に向けた目標を設定し、適切な介護予防プランの作成・評価に努めます。

イ 業務委託環境の整備

要支援１・２の認定を受けた方の心身の状況を確認し、要支援から要介護状態へ移行する可能性の高い方は、継続性の観点から居宅介護支援事業所への委託を行い、適正な予防プラン作成の支援を行います。

(7) 在宅高齢者訪問指導事業（すこやか訪問）

天童市の委託を受け、介護保険の認定を受けていない７５歳以上の高齢者単身世帯等を対象に生活習慣予防や閉じこもり予防、寝たきり予防等について、訪問による相談に応じます。

(8) 実習生の受入れ

将来、医療・福祉分野で活躍しようとする学生を中心に、地域包括支援センターの業務に対する理解と人材育成を目的に受け入れを行います。

5 介護サービス事業所の運営

利用者一人ひとりが住みなれた地域で、誰もが安心して自分らしく暮らしていけるように、利用者の持てる力を活かし生活できる支援を目指します。

(1) 天童市居宅介護支援事業所の運営

ア 介護保険制度に基づく指定居宅介護支援事業の実施

要介護者の自立支援や日常生活機能の維持向上を図るケアプランを作成し、要支援者の介護予防及び日常生活支援総合事業のケアプラン作成を受託します。

また、特定居宅介護支援事業所の指定維持を図るために、業務管理体制を整備します。

イ 介護保険に関する各機関との連絡調整及び手続代行

介護保険事業所及び公的機関やさまざまな社会資源についての情報収集を行い、利用者の心身状況や環境に応じた多様なサービスが適切に提供できるよう、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携の強化を図り、利用者の望む生活に近づけるような支援を行います。

ウ 要介護認定調査事業

保険者から調査依頼を受けた利用者に対し、生活及び心身状況を正確に反映する認定調査に努め、認定有効期間に配慮した認定更新申請代行を行います。

エ 他法人の居宅介護支援事業者との共同事例検討会及び研修会の開催

他法人の居宅介護支援事業者と事例検討会及び研修会を共同で開催し、参加事業者との連携や支援困難ケースへの対応、ケアプラン作成の質の向上に努めます。

オ 実習生の受入れ

介護支援専門員実務研修受講者にケアマネジメントの実践現場を体験してもらい、利用者のさまざまな生活の実態などを知る事を目的として、実習生の受け入れを行います。

(2) 天童市訪問介護サービス事業所の運営

ア 介護保険制度に基づく訪問介護事業

介護認定を受けた方や介護予防及び日常生活支援総合事業対象者の居宅サービス計画書の目標に近づけるようなサービス提供を行います。

イ 障害者総合支援法に基づく居宅介護及び重度訪問介護、同行援護事業

障がいを持つ方が地域で可能な限り自立した生活を続けられるよう、利用者ごとのニーズに添ったサービスの提供を行います。

ウ 地域支援事業に基づく移動支援事業の実施

市からの委託事業として、障がいを持つ方が地域活動や社会参加のため屋外移動に支障がないように、安心安全な外出援助を行います。

エ エンゼルサポーター派遣事業の実施

市からの委託事業として、双子以上を養育している保護者に対し家事、育児等の支援を行います。

オ まごころ支援事業（自主事業）の実施

介護保険や障害福祉サービス事業等において、何らかの理由で適用できない場合に本会の自主事業を利用することによって、安心して在宅生活が続けられる支援に努めます。

カ 養育支援訪問事業の実施

市からの委託事業として、保護者に対して安心して養育できるよう育児、家事援助の支援を行います。

キ 実習生・研修生の受入れ

福祉人材育成を目的に将来福祉分野で活躍しようとする学生を中心に、介護の専門知識と介護技術の指導に努めます。

ク 天童市内訪問介護サービス事業所情報交換会の開催

天童市内の在宅介護サービスの充実を図ることを目的に開催し、各サービス事業所における人材不足や業務内容等に関し情報交換会を行い、課題を整理することで各事業所の運営に効果的に反映することができるよう努めます。

ケ 運営会議の開催

在宅福祉の充実を図るうえで欠かせない訪問介護事業の適正な運営のため、経営基盤の強化等を目的に定期的な運営会議を開催します。

新型コロナウイルス等感染症対策を含めた施設の良い環境整備、適切な管理に努め、施設利用については福祉活動への優先的な開放を行うとともに、より多くの方々から快適に利用いただけるよう、サービスの向上に努めます。また、効率的な経営、経費節減に努めながら、災害時等には避難所等として利用いただけるよう安全に利用できる施設の管理に努めます。

(1) 施設等の貸出

ア 福祉関連の事業、団体を優先した貸出実施

福祉関係団体については2ヶ月前、福祉関係以外の団体については1ヶ月前から予約を開始し、福祉活動への優先的な開放を行います。

イ 抽選による受付実施

毎月の予約開始日に予約抽選会を開催し、平等な受付を行います。

ウ 備品貸出事業の実施

- (ア) 車いす
- (イ) 輪投げ
- (ウ) 外用いす及びテーブル
- (エ) グラウンドゴルフ用具
- (オ) 集会用テント等

(2) 良い環境設備

ア 日常点検及び定期的なメンテナンス等による施設の良好な環境整備

毎朝の総合的な施設・設備の点検や月1回の定期清掃、各設備等の定期点検を行い、良質な環境で利用できるように努めます。また、定期的な換気の実施、使用後のマイク等備品の消毒を行い、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めます。

イ 消防総合訓練や発電機の点検等による避難所開設及び災害発生時への対応準備

- (ア) 一時的避難場所 収容人数130名
- (イ) 指定避難所 ※長期的避難場所 収容人数130名
- (ウ) 物資集積場所

ウ 効果的な経費の節減

安全確保をした上での不用な照明の消灯や使用していない電源を切るなど、経費削減に努めます。

(3) 同好クラブ事業の内容充実

6つの同好クラブを運営し、65歳以上の市民の皆様が趣味を通して健康維持や仲間づくりができるように努めます。

ア 囲碁クラブ

イ コスモスダンスクラブ（社交ダンス）

ウ 手芸クラブ

エ 俳句クラブ

オ 将棋クラブ

7 法人組織の管理・運営等

(1) 法人組織の管理・運営

ア 理事会及び評議員会等の開催

理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び会長副会長会議等を開催し、法人組織の適正な管理、運営に努めます。

イ 監事による監査の実施

監事による決算監査等の実施により、法人組織の適正な管理、運営に努めます。

(2) 苦情解決の推進

第三者委員会において、福祉サービス等に関する苦情を適切に解決し、利用者の権利を擁護するとともに提供するサービスの向上に努めます。

(3) 自主財源の確保

会員や社会福祉基金等の増強のため、会費集金説明会の開催や広報チラシの市内全戸配布を行い、広報活動を推進します。また、新たな収入源の確保のため、新規事業の検討を行います。

(4) 地域における公益的な取組の推進

社会福祉法人の責務として、社会福祉法に定められている日常生活又は社会生活上の支援を必要とする方に対しての無料又は低額の料金で行う福祉サービスを積極的に提供します。

(5) 職員の資質向上及び福利厚生

ア 定例会及び係長等会議の開催

月1回、定例会及び係長等会議等を開催し、各係での連携を密にしながら、職員間の連絡調整に努めます。

イ 各種研修会への参加及び開催

外部で開催される研修会等への積極的な参加により、職員の資質向上に努めます。また、本会においても、職員で安全衛生研修部や業務研修部会等を組織しながら、一般応急手当や健康講話、新任職員等の研修会を開催し、専門的な知識や技能等を高めます。さらに、ふれあいまちづくり講座で、専門職である職員を福祉関係者の研修会や地域事業、学校等に派遣し、地域づくりを支援しながら職員の資質向上に努めます。

ウ 安全衛生委員会の開催や職員の健康管理

産業医も参加する安全衛生委員会の開催、健康診断や新型コロナウイルスの検査費用助成、インフルエンザ合同予防接種等により、職員等の健康の保持増進に努めます。また、職員等の新型コロナウイルス感染防止の環境整備に努めます。